第八十三条第一項第一号中「次に掲げる事項」の下に「（社債的受益権の剰余金の配当にあつては、イからハまで及びホからトまでに掲げる事項）」を加え、同号ニ中「いう。）」を「いう。）及び」に改め、「及び社債的受益権」を削る。

第九十条の五第二号中「同項第五号」を「同項第六号」に改め、同条第三号中「第二百二十四条の五第一項第六号」を「第二百二十四条の五第一項第七号」に改める。

第百五条第二項第一号を次のように改める。

一　公社債、株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項（定義）に規定する投資口を含む。）、社債的受益権並びに貸付信託、投資信託及び特定受益証券発行信託の受益権（次号に掲げる財産に該当するものを除く。以下この号において「公社債等」という。）その年十二月三十一日（法第二百三十二条第一項第二号又は第三号に掲げる申告書を提出する場合には、それぞれこれらの号に定める日。第三号及び第四号において同じ。）における当該公社債等の価額（市場価格のない公社債等で当該価額の計算が困難なものは、当該公社債等の取得に要した金額）

第百五条第二項第三号中「（法第二百三十二条第一項第二号又は第三号に掲げる申告書を提出する場合には、それぞれこれらの号に掲げる日。次号において同じ。）」を削る。

別表第二(一)の表中

課税	総合課税等適用分（合計）	
	うち内国法人に対する支払分	
	うち特例税率適用分	

を

課税	総合課税等適用分（合計）	
	うち内国法人に対する支払分	

に改め、同表の備考2(5)ニ及び4(5)ニを削る。

別表第二(二)の表の備考25中「、第42条の2若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第33条第2項」を「若しくは第42条の2」に改める。

別表第五(一)の表の備考2(2)ロ中「特定目的信託」の次に「（社債的受益権以外）、社債的受益権」を加え、同表の備考2(12)を同表の備考2(13)とし、同表の備考2(9)から(11)までを同表の備考2(10)から(12)までとし、同表の備考2(8)中「第5条の3第4項第1号」を「第5条の3第4項第7号」に、「租税特別措置法施行令第3条の2第8項第5号」を「同号ホ」に改め、同表の備考2(9)を同表の備考2(8)とし、同表の備考2(7)を同表の備考2(8)とし、同表の備考2(6)を同表の備考2(7)とし、同表の備考2(5)の次に次のように加える。

(6)　その支払うべき配当等が法第6条の3第4号に規定する社債的受益権の法第24条第1項に規定する剰余金の配当である場合には、「株式の数又は出資若しくは基金の口数」の「区分」の欄、「基準日」の欄及び「1株又は出資1口当たりの配当（分配）金額」の欄は、記載を要しない。

別表第五(三十一)の表の備考4中「添付する」を「、添付する」に改める。

別表第五(三十一)の表の備考1中「同項第5号」を「同項第6号」に、「同項第6号」を「同項第7号」に改め、同表の備考5中「添付する」を「、添付する」に改める。

別表第八(三)の表の備考2(5)中「所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第43条第2項」を「租税特別措置法第37条の12の2第2項」に改め、「軽減税率適用」を削り、「一般税率適用上場株式等」を「一般株式等」に、「(軽)」を「(上)」に改め、同表の備考2(7)中「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同表の備考3中「添付する」を「、添付する」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表第三(一)の改正規定、別表第三(二)の改正規定、別表第三(四)の改正規定及び別表第八(三)の改正規定並びに附則第三条第一項の規定　平成二十六年一月一日

二　第九十条の五改正規定及び別表第五(三十一)の改正規定　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）の施行の日

（財産債務明細書の記載事項に関する経過措置）

第二条　改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第百五条（財産債務明細書の記載事項）の規定は、平成二十五年分以後の所得税について適用し、平成二十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（書式に関する経過措置）

第三条　新規則別表第三(一)、別表第三(四)及び別表第八(三)に定める書式は、平成二十六年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下「改正法」という。）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第二百二十条（源泉徴収に係る所得税の納付手続）又は第二百二十八条第二項（名義人受領の配当所得等の調書）の規定により添付し、又は提出するこれらの規定に規定する計算書又は調書について適用し、同日前に改正法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第二百二十条（源泉徴収に係る所得税の納付手続）又は第二百二十八条第二項（名義人受領の配当所得等の調書）の規定により添付し、又は提出したこれらの規定に規定する計算書又は調書については、なお従前の例による。

2　新規則別表第八(三)に定める書式は、この省令の施行の日以後に新法第二百二十五条第一項（支払調書）の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に旧法第二百二十五条第一項（支払調書）の規定により提出した同項に規定する調書については、なお従前の例による。

3　前二項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める計算書又は調書に、新規則別表第三(一)、別表第三(二)、別表第三(四)、別表第五(三)及び別表第八(三)に準じて、記載したものをもつてこれに代えることができる。

○財務省令第十七号

法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十二号）の施行に伴い、並びに法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号ホ、第百十二条第六項第三号（同条第八項及び第十一項において準用する場合を含む。）、第百十三条第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第百二十三条の八第十二項第三号（同条第十五項、第十七項及び第十八項において準用する場合を含む。）、第百二十三条の九第五項（同条第六項から第八項までにおいて準用する場合を含む。）、第百五十五条の十九第十二項において準用する第百十三条第九項及び第百五十五条の二十第九項において準用する第百十三条第十一項において準用する同条第九項の規定に基づき、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の六第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。